

被保険者負担額計算時の留意事項

- 1 円未満の端数は切り上げます。

例 1 : 改修費用が 87,654 円の場合

$$\begin{aligned}\text{被保険者負担額} &= 87,654 \text{円} \times 1/10 \\ &= 8,765.4 \text{円} \\ &\div 8,766 \text{円 (1 円未満の端数切り上げ)}\end{aligned}$$

- 支給限度基準額（20 万円）を超える改修費用は住宅改修費の支給対象となりません。

支給限度基準額内の改修費用の額に 10 分の 1（負担割合により 10 分の 2 若しくは 10 分の 3）を乗じた額に、支給限度基準額を超える改修費用の額を加えた額を被保険者から受領します。

例 2 : 被保険者が 234,567 円の住宅改修を行った場合

$$\begin{aligned}(\text{支給限度基準額内の改修費用の額}) &= 200,000 \text{円} \\ (\text{支給限度基準額を超える改修費用の額}) &= 234,567 \text{円} - 200,000 \text{円} \\ &= 34,567 \text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{被保険者負担額} &= 200,000 \text{円} \times 1/10 + 34,567 \text{円} \\ &= 20,000 \text{円} + 34,567 \text{円} \\ &= \underline{54,567 \text{円}}\end{aligned}$$

例 3 : 既に 123,456 円分の住宅改修を行っている被保険者が 100,000 円の住宅改修を行った場合

$$\begin{aligned}(\text{支給限度基準額内の改修費用の額}) &= 200,000 \text{円} - 123,456 \text{円} \\ &= 76,544 \text{円} \\ (\text{支給限度基準額を超える改修費用の額}) &= 100,000 \text{円} - 76,544 \text{円} \\ &= 23,456 \text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{被保険者負担額} &= 76,544 \text{円} \times 1/10 + 23,456 \text{円} \\ &= 7,654.4 \text{円} + 23,456 \text{円} \\ &= 31,110.4 \text{円} \\ &\div \underline{31,111 \text{円 (1 円未満の端数切り上げ)}}\end{aligned}$$

（裏面に領収証記入例あり）

(前記) 例 1 による領収証の記入例

領 収 証		領収年月日
被保険者氏名(フルネーム) 津市 太郎 様		令和〇〇年〇月〇〇日
領収額 (被保険者負担額)		
金 額	¥ 8,766-	改修費用の額(10割分の金額)
但し、手すり取り付け及び、段差解消工事（改修費用87,654円）の 利用者負担額 として、上記正に領収しました。		
・「利用者負担額として」を記入 ・領収額が8,766円となる理由（明細）を記入（必須）		

(前記) 例 2 による領収証の記入例

領 収 証		領収年月日
津市 太郎 様		令和〇〇年〇月〇〇日
金 額	¥ 54,567-	改修費用の額(10割分の金額)
但し、住宅改修費（234,567円）の 利用者負担額 として（内訳：介護保険対象額20,000円・対象外の額34,567円）として、上記正に領収しました。		
・「利用者負担額として」を記入 ・内訳の記入 ※領収額が54,567円となる理由（明細）を記入（必須） ・介護保険対象額（支給限度基準額内の改修費用の額）と対象外の額（支給限度基準額を超える改修費用の額）を分けて記入すること		

(前記) 例 3 による領収証の記入例

領 収 証		領収年月日
津市 太郎 様		令和〇〇年〇月〇〇日
金 額	¥ 31,111-	改修費用の額(10割分の金額)
但し、住宅改修費（100,000円）の 利用者負担額 として（内訳：介護保険対象額7,655円・対象外の額23,456円）として、上記正に領収しました。		
・「利用者負担額として」を記入 ・内訳の記入 ※領収額が31,111円となる理由（明細）を記入（必須） ・介護保険対象額（支給限度基準額内の改修費用の額）と対象外の額（支給限度基準額を超える改修費用の額）を分けて記入すること		